

富士電機グリーン調達ガイドライン

付属書Ⅱ

管理物質リスト・不含証明書

および含有物質報告データ

第 6.0.1 版



2024 年 12 月

富士電機株式会社

目 次

I. 富士電機の管理物質の考え方 - - - - -	2
1. 禁止物質	
2. 条件付禁止物質	
3. 自主管理物質	
4. 報告物質	
5. 特定国禁止物質	
II. 禁止物質一覧表 - - - - -	4
III. 条件付禁止物質一覧表 - - - - -	10
IV. 自主管理物質一覧表 - - - - -	15
V. 特定国禁止物質一覧表	
VI. 管理物質の詳細 - - - - -	17
VII. 富士電機の管理物質に対する適用除外用途の考え方 - - - - -	28
1. 適用除外用途 グループ A	
2. 適用除外用途 グループ B	
3. 適用除外用途 グループ C	
4. EU-RoHS2 の補足：EU-RoHS2 が適用される電気電子機器のカテゴリ	
【改訂履歴】 - - - - -	30
[別紙 1] 不含証明書	
[別紙 2] 含有物質報告データ	
[別紙 3] フランス包装材 鉛物油インク規制 調査シート	

I. 富士電機の管理物質の考え方

富士電機グリーン調達ガイドライン（本文）の「II. 富士電機のグリーン調達の考え方ガイドライン」の「4. 評価項目」の「(3) 納入資材の化学物質の含有状況」の管理物質を以下のように定めます。

1. 禁止物質

納入資材に含有しないことを定めたカテゴリーであり、国内外の法規制および条約で使用・製造を禁止している物質ならびに富士電機が使用禁止とした物質です。

具体的な対象物質については、「II. 禁止物質一覧表」を参照ください。

2. 条件付禁止物質

国内外の法規制ならびに条約で使用・製造を禁止している物質及び富士電機が使用禁止とした物質の中で、用途、含有条件、含有部位によって禁止の適用除外を有する物質です。

本書の「VI. 富士電機の適用除外用途の考え方」に定める適用除外用途に該当する場合以外は、納入資材に含有しないことを定めたカテゴリーです。具体的な対象物質については、「III. 条件付禁止物質一覧表」を参照ください。

3. 自主管理物質

国内外の法規制、条約ならびに業界の取り組みから、富士電機として製品への含有状況を把握する必要があると判断した次の物質です。なお、「意図的添加」である場合にのみ含有状況を把握します。

- ・ストックホルム条約（POPs）への追加が予定されている物質
- ・RoHS 指令の今後の禁止物質が検討されている物質 等々

具体的な対象物質については、「IV. 自主管理物質一覧表」を参照ください。

4. 報告物質

国内外の法規制、条約ならびに業界の取り組みから、富士電機として製品への含有状況を把握する必要がある物質です。

(1) chemSHERPA の管理対象物質

具体的な物質は chemSHERPA の HP (<https://chemsherpa.net/tool#declarable>) を参照下さい。

※ 対象物質は、上記の団体の最新のものが優先適用されます。

なお、上記「禁止物質」等の4カテゴリーの物質と重複する物質がありますが、別に含有状況を報告して下さい。報告にあたってのフォーマットは、本書「別紙2」含有物質報告書を参照下さい。

(2) 補足説明：報告物質の対象としている規格および団体

・ chemSHERPA (製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム)

経済産業省の主導で、JAMP 及び旧 JGPSSI を統合する形で作られたスキーム。

製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するため、サプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。

・ JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)

電気・電子機器業界だけではなく、産業界全体、サプライチェーン全体に渡り製品含有化学物質の適切な管理及び円滑な情報開示を促進するために発足した団体。JIG 同様、「管理すべき化学物質」と「情報伝達の調査回答フォーマット」の共通基準がある。

5. 特定国禁止物質

特定の国において、特定の条件で禁止される物質です。

(1) フランス循環経済法 第 112 条 鉱物油インク規制の対象物質

具体的な対象物質については「V. 特定国禁止物質一覧表」を参照ください。

Ⅱ．禁止物質一覧表

No	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
1	ビス(トリブチルスズ)=オキシド (TBT0)	56-35-9	化学物質審査規制法(以下、化審法) (第一種特定化学物質)	防腐剤、防カビ剤、塗料、顔料、耐汚染 剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	1 版
2	三置換有機スズ化合物 ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	・欧州議会及び理事会規則(EC)No1907/2006 付属書 17(以下、REACH 規則(制限物質 No. 20))	安定剤、酸化防止剤、防腐剤、抗菌抗か び剤、防汚染剤、顔料、抗かび剤、塗料、 耐汚染剤	5.0.0 版
3	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替物質 ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	・化審法(第一種特定化学物質) ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム 条約(以下、POPs 条約)(製造・使用禁止物質) ・2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再利用 のための香港国際条約(以下、シップリサイク ル条約)(付属書附録 1 表 A)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電 解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル 用コーティング剤、誘電体シーラント	1 版
4	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	・ REACH 規則(制限物質 No. 1)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電 解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル 用コーティング剤、誘電体シーラント	4 版
5	ポリ塩化ナフタレン (塩素数 1 以上) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	・ 化審法(第一種特定化学物質)	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎 性、耐水性) 絶縁材、難燃剤	1 版 5.0.1 版
6	短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10~13) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	・ ノルウェー 製品規制 FOR-2004-06-01-922 ・ スイス 化学品リスク軽減政令(ORRChem) ・ 化審法(第一種特定化学物質) ・ POPs 条約(製造・使用禁止物質)	PVC 用可塑剤、難燃剤	4 版
7	アスベスト類 ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	・ 労働安全衛生法(以下、安衛法)(製造等禁止物質) ・ REACH 規則(制限物質 No. 6) ・ シップリサイクル条約(付属書附録 1 表 A)	フレキシングパッド、絶縁体、充填材、研磨 剤、絶縁体、充填材、顔料、塗料、ラック、断熱材	1 版

No	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
8	2-(2H-1, 2, 3 ベンゾ トリ アゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法(第一種特定化学物質)	接着剤、塗料、印刷インク、パテ、プラスチック、インクリボン、コーキングまたはシール用充填材	3 版
9	ヘキサクロロベンゼン [備考]副生物として注意	118-74-1	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	防カビ材、殺虫剤	1 版
10	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (アルドリン)	309-00-2	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1 版
11	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (ディルドリン)	60-57-1	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1 版
12	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (エンドリン)	72-20-8	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1 版
13	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	50-29-3	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用制限物質)	殺虫剤	1 版

No	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
14	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 及びこれらの類縁化合物の混合物 (クロルデン又はヘプタクロル) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1 版
15	N, N' -ジトリル-p-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-p-フェニレンジアミン、又はN, N' -ジキシリル-p-フェニレンジアミン ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	化審法(第一種特定化学物質)	ゴム老化防止剤、 スチレンブタジエンゴム	1 版
16	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	化審法(第一種特定化学物質)	酸化防止剤	1 版
17	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン (トキサフェン)	8001-35-2	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1 版
18	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン (マイレックス)	2385-85-5	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤、難燃剤	1 版
19	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (ケルセン又はジコホル)	115-32-2	化審法(第一種特定化学物質)	防ダニ剤	3 版

No	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
20	ヘキサクロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法(第一種特定化学物質)	溶媒	3 版
21	黄りんマッチ (四リン)	12185-10-3	安衛法(製造等禁止物質)	マッチ	1 版
22	ベンジジン	92-87-5	安衛法(製造等禁止物質)	着色剤原料	1 版
	及びその塩	-			
23	4-アミノビフェニル	92-67-1	安衛法(製造等禁止物質)	ゴム酸化防止剤	1 版
	及びその塩	-			
24	4-ニトロジフェニル	92-93-3	安衛法(製造等禁止物質)	合成中間体	1 版
	及びその塩	-			
25	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	安衛法(製造等禁止物質)	染料、顔料、メチル化剤	1 版
26	β -ナフチルアミン	91-59-8	安衛法(製造等禁止物質)	着色剤原料	1 版
	及びその塩	-			
27	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの	71-43-2	安衛法(製造等禁止物質)	ゴムのり	1 版
28	ダイオキシン類/フラン類 (PCDD・PCDF)	-	POPs 条約(非意図的生成物質排出削減物質)	他非意図的生成	1 版
29	フマル酸ジメチル	624-49-7	REACH 規則(制限物質 No. 61)	防腐剤、防カビ剤	4 版
30	γ -ヘキサクロシクロヘキサン (γ -HCH 又はリンデン)	58-89-9	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	4 版
31	α -ヘキサクロシクロヘキサン (α -HCH)	319-84-6	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	N0.30「 γ -ヘキサクロシクロヘキサン」の副生成物	4 版

No	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
32	β -ヘキサクロロシクロヘキサン (β -HCH)	319-85-7	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	NO. 30 「 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン」の副生成物	4 版
33	クロルデコン (ケボン)	143-50-0	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	4 版
34	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	農薬、非意図的生成	4 版
35	パーフルオロオクタンスルホンフルオリド (PFOSF)	307-35-7	化審法(第一種特定化学物質)	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) の前駆体	4 版
36	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	25637-99-4	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤	5.0.1 版
37	エンドスルファン	115-29-7	化審法(第一種特定化学物質)	農薬	5.0.1 版
38	ペンタクロロフェノール	87-86-5	化審法(第一種特定化学物質)	防腐剤、防虫剤、かび防止剤、にかわ	5.0.1 版
39	リン酸トリス (イソプロピルヘニル) (PIP(3:1))	68937-41-7	米国 TSCA PBT 規制	難燃剤、可塑剤、接着剤、封止剤、潤滑剤	6.0.0 版
40	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	米国 TSCA PBT 規制	ゴムの素練促進剤	6.0.0 版

No	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
41	長鎖P F C A（ペルフルオロカルボン酸、炭素数9～14） ※詳細：「V. 管理物質の詳細」参照	375-95-1 335-76-2 2058-94-8 307-55-1 72629-94-8 376-06-7	REACH 規則(制限物質 No. 68)	消火剤、撥水剤、界面活性剤、防錆剤、 エッチング液、反射防止膜、メッキ液、コーティング、半田、潤滑油、接着剤、塗料	6.0.0 版
42	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 （P F H x S）とその塩、 及びP F H x S 関連物質	355-46-4	POPs 条約	界面活性剤 ※意図的添加	6.0.0 版
43	メトキシクロル	72-43-5	POPs 条約	殺虫剤、DDT の代替品	6.0.0 版
44	デクロランプラス	13560-89-9 135821-03-3 35821-74-8	・POPs 条約 ・中国 重点管理新汚染物質リスト	難燃剤 ※意図的添加	6.0.0 版
45	U V - 3 2 8 （2-(2H-1, 2, 3 -ヘキサゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ヘンチルフェノール）	25973-55-1	POPs 条約	プラスチック樹脂用紫外線吸収剤 ※意図的添加	6.0.0 版

Ⅲ. 条件付禁止物質一覧表

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
1	カドミウム 及びその化合物 ※詳細:「V. 管理物質 の詳細」参照	－	・欧州議会及び理事会指令 (EU) 2023/1542 (以下、EU 電池規則) ・韓国 品質経営及び工産品安全管理法 (以下、韓国電池規制) ・欧州議会及び理事会指令 94/62/EC (以下、EU 包装材指令) ・REACH 規則 (制限物質 No. 23) ・欧州議会及び理事会指令 2011/65/EU (以下、EU-RoHS2)	①電池 ②梱包材: 重金属 (鉛、カドミウム、六価クロム) の総量 ③上記①～②以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	10ppm 未満 合計 100ppm 未満 均質材料当 たり 100ppm 未満	顔料、耐食表面処理、電気・電子材料、はんだ、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、亜鉛めっき、電極、電気接点、蛍光灯、接点、PVC 用安定剤、電池	1 版
2	六価クロム化合物 ※詳細:「V. 管理物質 の詳細」参照	－	・EU 包装材指令 ・EU-RoHS : (EU) 2015/863 ・REACH 規則 (制限物質 No. 47)	①梱包材: 重金属 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム) の総量 ②①以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	合計 100ppm 未満 均質材料当 たり 1000ppm 未満	クロム化処理、顔料、触媒、めっき、塗料乾燥、耐食表面処理、染料、表面処理、塗料、塗料付着性強化、耐食、インク	1 版
3	鉛 及びその化合物 ※詳細:「V. 管理物質 の詳細」参照	－	・米国カリフォルニア州プロポジション 65 判例法 ・EU 電池規則 ・韓国 電池規制 ・ブラジル 電池規則 Resolution No. 401 ・EU 包装材指令 ・EU-RoHS : (EU) 2015/863 ・REACH 規則 (制限物質 No. 63)	①熱硬化性又は熱可塑性樹脂で被覆された電線、ケーブル、コード ②電池 ③梱包材: 重金属 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム) の総量 ④上記①～③以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	被覆中で 300ppm 未満 40ppm 未満 合計 100ppm 未満 均質材料当 たり 1000ppm 未満	ゴム硬化剤、潤滑剤、加硫剤、快削鋼、光学材料、強誘電体、顔料、プラスチック安定剤、硬化剤、CRT ガラス X 線遮蔽、電池材料、快削合金、めっき、電池、電気・メカはんだ、被覆、樹脂安定剤、合金、樹脂添加剤、塗料	1 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
4	水銀 及びその化合物 ※詳細:「V. 管理物質 の詳細」参照	-	・ EU 電池規則 ・ 韓国 電池規制 ・ 中国 QZHG1997 No4 電池の水銀含有量制限に関する規制 ・ EU 包装材指令 ・ EU-RoHS : (EU)2015/863 ・ REACH 規則(制限物質 No. 18、18a) ・ 水銀条約	①電池 ②梱包材: 重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量 ③上記①～②以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	1ppm 未満 合計 100ppm 未満 意図的添加/均質材料当たり 1000ppm 未満	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理、電池	1 版
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類) ※詳細:「V. 管理物質 の詳細」参照	-	EU-RoHS : (EU)2015/863	全て	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm 未満	難燃剤	1 版
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) ※詳細:「V. 管理物質 の詳細」参照	-	EU-RoHS : (EU)2015/863	全て	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm 未満	難燃剤	1 版
7	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) ※詳細:「V. 管理物質 の詳細」参照	-	・ 化審法(第一種特定化学物質) ・ POPs 条約(製造・使用制限物質)	全て (適用除外用途グループ C 有)	意図的添加	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	4 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
8	オゾン層破壊物質 (オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書付属書収載 物質) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	－	・オゾン層破壊物質に関する 欧州議会及び理事会規則 (EC)No1005/2009 ・オゾン層保護法 ・シップリサイクル条約 (附属書附録 1 表 A)	①全て(製品含有) ②付属書 A, B 収載 20 物質の洗浄加 工・発泡加工での 使用	－	冷媒、発泡剤、消火剤、 洗浄剤	5.0.0 版
9	一部の芳香族アミン(※)を生成 するアゾ染料・顔料 ※対象:「V. 管理物質の詳細」参照	－	REACH 規則(制限物質 No. 43)	織物と皮革	生成される芳香 族アミンとして 30ppm 未満	着色剤原料、顔料、ゴム 酸化防止剤、染料	4.1 版
10	ジブチルスズ化合物(DBT) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	－	REACH 規則(制限物質 No. 20)	一般消費者向け用 途	スズ元素として 1000ppm 未満	PVC 用安定剤、シリコン・ ウレタン樹脂用硬化触媒	4.1 版
11	ジオクチルスズ化合物(DOT) ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	－	REACH 規則(制限物質 No. 20)	一般消費者向け用 途	スズ元素として 1000ppm 未満	PVC 用安定剤、シリコン・ ウレタン樹脂用硬化触媒	4.1 版
12	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロ ピル)	126-72-7	REACH 規則(制限物質 No. 4)	織物および繊維製 品	意図的添加	プラスチックや合成繊維 の難燃剤	4.1 版
13	トリ(1-アジリジニル)ホスフィ ンオキシド	545-55-1	REACH 規則(制限物質 No. 7)	織物および繊維製 品	意図的添加	プラスチックや合成繊維 の難燃剤	4.1 版
14	有機スズ化合物 ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	－	シップリサイクル条約 (附属書附録 1 表 A)	船舶用製品	スズ元素として 2500ppm 未満	防腐剤、防かび剤、塗料、 顔料、耐汚染剤、安定剤、 酸化防止剤、抗菌抗かび 剤、防汚染剤	5.0.0 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
15	フタル酸エステル（４種） ・フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） D E H P ・フタル酸ブチルベンジル B B P ・フタル酸ジ-n-ブチル D B P ・フタル酸ジイソブチル D I B P	117-81-7 85-68-7 84-74-2 84-69-5	EU-RoHS：(EU)2015/863 REACH 規則(制限物質 No. 51)	1) 電気機器で長時間 皮膚に接触する部位 への使用 ・禁止時期：即時 2) RoHS 対象製品の構 成部材への使用 （電池材料を除く） ・禁止時期 RoHS カテゴリー 1～7、10、 11 の用途 :2018 年 7 月 22 日 RoHS カテゴリー 8&9 用途 :2020 年 7 月 22 日	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm 未満	可塑剤	5.0.1 版
16	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチ レンおよび2,4,4-トリメチルペン テンとの反応生成物 (B N S T)	68921-45-9	カナダ環境保護法	全て (タイヤ以外のゴム は除く)	意図的添加	ゴム・潤滑油の添加 剤(酸化防止剤)	6.0.1 版
17	特定多環芳香族炭化水素 P A H ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	-	REACH 規則(制限物質 No. 50)	人の皮膚口腔に長時 間接触する部位への 使用	意図的添加	ゴム・プラスチック の顔料	5.0.1 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
18	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩およびそのエステル ※詳細:「V. 管理物質の詳細」参照	－	・ノルウェー規則 ・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質)	富士電機製品を構成 する部材・部品への 使用	意図的添加	フィルムとプラスチック の帯電防止剤	5.0.1 版
19	ホルムアルデヒド	50-00-0	・米国カリフォルニア州規則 ・REACH 規則(制限物質 No. 77)	木材製品への使用	意図的添加	防腐剤	5.0.1 版
20	ハロゲン系難燃剤	－	ErP 指令ディスプレイ実施規則	100cm ² 超のスクリー ンを有するテレビ、 モニタ及びデジタル サイネージディスプレイ を含む電子ディスプレイ の筐体及びスタンド	意図的添加	テレビ、モニタ及び デジタルサイネージ ディスプレイを含む 電子ディスプレイの 筐体及びスタンド	6.0.0 版

IV. 自主管理物質一覧表

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	使用条件	閾値	用途例	収載版
1	赤リン	7723-14-0	自主規制	電氣的絶縁用途で 使用する場合は、コーティング処理を行うこと。	意図的添加	難燃剤	5.0.1 版
2	長鎖PFC A（ペルフルオロカルボン酸、炭素数 9～21）	－	POPs 条約	－	意図的添加	泡消火剤、めっき液、航空機作動油、撥水剤、フロアワックス	6.0.0 版
3	中鎖型塩化パラフィン（MCCP、炭素数 14-17）	－	EU-RoHS 指令 禁止候補物質 POPs 条約	－	意図的添加	難燃剤、ポリ塩化ビニル用可塑剤、潤滑油添加剤、ゴム、接着剤	6.0.0 版
4	テトラブロモビスフェノール A（TBPA） ※添加型が禁止	79-94-7	EU-RoHS 指令 禁止候補物質	－	意図的添加	反応性難燃剤（フッ素エポキシ樹脂、フッ素フェノールアルデヒド樹脂、フッ素ポリカーボネートなど）、添加型難燃剤（ポリスリソ、ABS 樹脂、AS 樹脂、フェノール樹脂など）	6.0.0 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	使用条件	閾値	用途例	収載版
5	フッ素化合物 (PFAS)	－	EU-PFAS 規制	－	意図的添加	低温冷却用冷媒、工業用精密洗浄液、コーティング剤、表面処理剤、薬液配管/洗浄部品、高性能フィルター、エッチング、電線被覆材、プリント基盤、液晶材料、ヘアリンク/ガasket/シール材、配管/ホース、潤滑剤、ゴム、絶縁テープ など	6.0.0 版

V. 特定国禁止物質一覧

(1) フランス包装材 鉍物油インク規制

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・ 条約	使用条件	閾値	用途	収載版
1	① 1～7 個の芳香環を含む鉍物油 芳香族炭化水素（MOAH） ② 16～35 個の炭素原子を含む鉍 物油飽和炭化水素（MOSH）		フランス資源循環法 第 112 条	施行 2025 年 1 月 1 日	インク中の質量濃度 0.1%のMOAH及びMOSH，ならびに芳香族環3～7個の化合物の質量濃度1ppm超のMOAHを禁止	下記への印刷に使用されるインクを規制 包装材（紙、プラスチック）、産業用チラシ、カタログ、一般向けの印刷物	6.0.1 版

VI. 管理物質の詳細

1. 禁止物質

三置換有機スズ化合物 の例示物質	CAS No.
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	18380-71-7, 18380-72-8 47672-31-1, 94850-90-5
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	31732-71-5
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0
アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、およびトリブチルスズ=メタクリラートの共重合物(アルキル;C=8)	67772-01-4
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9, 7342-38-3
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラートおよびその類縁化合物(トリブチルスズ=ナフテン酸)の混合物	85409-17-2
トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ロジソルト)の混合物	26239-64-5

ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)及び特定代替物質 の例示物質	CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類 (全ての異性体および同族体)	1336-36-3
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8

ポリ塩化ターフェニル類 の例示物質	CAS No.
PCT (ポリ塩化ターフェニル) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8

ポリ塩化ナフタレン の例示物質	CAS No.
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3

短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10～13) の例示物質	CAS No.
クロロアルカン C10-13	85535-84-8
クロロアルカン C10-12	108171-26-2
クロロアルカン C12-13	71011-12-6
クロロアルカン	61788-76-9

アスベスト類 の例示物質	CAS No.
アスベスト類	1332-21-4
アクチノライト	77536-66-4
アモサイト (Grunerite)	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
クリソタイル	12001-29-5
クロシドライト	12001-28-4
トレモライト	77536-68-6

1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 及びこれらの類縁化合物の混合物(クロルデン又はヘプタクロル) の例示物質	CAS No.
1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	57-74-9
1, 5, 7, 8, 9, 10, 10-ヘプタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-3, 8-ジエン	76-44-8
rel-(1R, 2S, 3R, 4S, 6S, 7S)-1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	5103-71-9
rel-(1R, 2S, 3R, 4R, 6S, 7S)-1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	5103-74-2
1, 4, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	5566-34-7
1, 8, 9, 10, 11, 11-ヘキサクロロ-4-オキサテトラシクロ[6. 2. 1. 0(2, 7). 0(3, 5)]ウンデカ-9-エン	6058-23-7

N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン、 又はN,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン の例示物質	CAS No.
N,N'-ジ-4-トリル-1,4-フェニレンジアミン	620-91-7
N,N'-ジ-2-トリル-1,4-フェニレンジアミン	15017-02-4
N,N'-ジトリル-1,4-フェニレンジアミン	27417-40-9
N,N'-ビス(ジメチルフェニル)-1,4-フェニレンジアミン	28726-30-9
N-(ジメチルフェニル)-N'-トリル-1,4-フェニレンジアミン	70290-05-0

ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) の例示物質	CAS No.
ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6
α -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6
β -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7
γ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8

長鎖PFCA (ペルフルオロカルボン酸、炭素数9~14) の例示物質	CAS No.
ヘプタデカフルオロノナン酸	375-95-1
ノナデカフルオロデカン酸	335-76-2
ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8
ペルフルオロドデカン酸	307-55-1
ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8
ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7

2. 条件付禁止物質

カドミウム及びその化合物 の例示物質	CAS No.
カドミウム	7440-43-9
酸化カドミウム	1306-19-0
硫化カドミウム	1306-23-6
塩化カドミウム	10108-64-2
硫酸カドミウム	10124-36-4

六価クロム化合物 の例示物質	CAS No.
酸化クロム (VI)	1333-82-0
クロム酸バリウム	10294-40-3
クロム酸カルシウム	13765-19-0
クロム酸鉛(II)	7758-97-6
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド 104)	12656-85-8
C. I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2
クロム酸ナトリウム	7775-11-3
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9
クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
重クロム酸カリウム	7778-50-9
クロム酸カリウム	7789-00-6
クロム酸亜鉛	13530-65-9
クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9

鉛及びその化合物 の例示物質	CAS No.
鉛	7439-92-1
硫酸鉛(II)	7446-14-2
炭酸鉛	598-63-0
クロム酸鉛(II)	7758-97-6
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド 104)	12656-85-8
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1319-46-6
酢酸鉛	301-04-2
酢酸鉛(II)、三水和物	6080-56-4
リン酸鉛	7446-27-7
セレン化鉛	12069-00-0
酸化鉛(IV)	1309-60-0
酸化鉛(II, IV)	1314-41-6
硫化鉛(II)	1314-87-0
酸化鉛(II)	1317-36-8
塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6
炭酸水酸化鉛	1344-36-1

リン酸鉛(II)	7446-27-7
C. I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2
チタン酸鉛(II)	12060-00-3
硫酸鉛	15739-80-7
三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
ステアリン酸鉛	1072-35-1

水銀及びその化合物 の例示物質	CAS No.
水銀	7439-97-6
塩化第 2 水銀	33631-63-9
塩化水銀(II)	7487-94-7
硫酸水銀	7783-35-9
硝酸第 2 水銀	10045-94-0
酸化水銀(II)	21908-53-2
硫化第 2 水銀	1344-48-5

ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類) の例示物質	CAS No.
ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1
ジブロモビフェニル	92-86-4
2-ブロモビフェニル	2052-07-5
3-ブロモビフェニル	2113-57-7
4-ブロモビフェニル	92-66-0
トリブロモビフェニル	59080-34-1
テトラブロモビフェニル	40088-45-7
ペンタブロモビフェニル	56307-79-0
ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9
ヘキサブロモ-1, 1'-ビフェニル	36355-01-8
ファイアーマスター FF-1 (Firemaster FF-1)	67774-32-7
ヘプタブロモビフェニル	35194-78-6
オクタブロモビフェニル	61288-13-9
ノナブロモ-1, 1'-ビフェニル	27753-52-2
デカブロモビフェニル	13654-09-6

ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）の例示物質	CAS No.
ブロモジフェニルエーテル	101-55-3
ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7
トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0
テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
ペンタブロモジフェニルエーテル (注：市販の PeBDPO は、種々の臭素化ジフェニルオキシドを含む複雑な反応混合物である)	32534-81-9 (商用銘柄の PeBDPO に使用される No.)
ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0
ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5

パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS）の例示物質	CAS No.
パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS） C ₈ F ₁₇ SO ₂ X, X は OR, NR または他の誘導品	-

オゾン層破壊物質(モントリオール議定書の付属書収載物質)の例示物質 (1)		CAS No.
付属書 A グループ I	トリクロロフルオロメタン(CFC-11)	75-69-4
	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)	75-71-8
	トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)	76-13-1
	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC-114)	76-14-2
	モノクロロペンタフルオロエタン(CFC-115)	76-15-3
付属書 A グループ II	ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)	353-59-3
	ブロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)	75-63-8
	ジブロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)	124-73-2
付属書 B グループ I	塩化フッ化メタン(CFC-13)	75-72-9
	ペンタクロロフルオロエタン(CFC-111)	354-56-3
	テトラクロロジフルオロエタン(CFC-112)	76-12-0
	ヘプタクロロフルオロプロパン(CFC-211)	422-78-6
		135401-87-5
	ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC-212)	3182-26-1
	ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC-213)	2354-06-5
		134237-31-3

	テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC-214)	29255-31-0
	トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215)	1599-41-3
	ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC-216)	661-97-2
	クロロヘプタフルオロプロパン(CFC-217)	422-86-6
付属書B	テトラクロロメタン(四塩化炭素)	56-23-5
グループ II	1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	71-55-6
付属書C	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)	75-43-4
グループ I	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)	75-45-6
	クロロフルオロメタン(HCFC-31)	593-70-4
	テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)	134237-32-4
	トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)	41834-16-6
	ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)	34077-87-7
	クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)	63938-10-3
	トリクロロフルオロエタン(HCFC-131)	27154-33-2; (134237-34-6)
	ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)	25915-78-0
オゾン層破壊物質(モントリオール議定書の付属書収載物質) の例示物質 (2)		CAS No.
付属書C	クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)	1330-45-6
グループ I		431-07-2
	ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)	25167-88-8
	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)	1717-00-6
	クロロジフルオロエタン(HCFC-142)	25497-29-4
	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)	75-68-3
	クロロフルオロエタン(HCFC-151)	110587-14-9
	ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)	134237-35-7
	ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)	134237-35-7
		29470-94-8
	ペンタクロロジフルオロプロパン(HCFC-222)	134237-36-8
	テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)	134237-37-9
	トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)	134237-38-0
	ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)	127564-92-5
	3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ca)	422-56-0
	1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cb)	507-55-1
	クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)	134308-72-8

	ペンタクロロフルオロプロパン(HCFC- 231)	134190-48-0
	テトラクロロジフルオロプロパン(HCFC-232)	134237-39-1
	トリクロロトリフルオロプロパン(HCFC-233)	134237-40-4
	ジクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-234)	127564-83-4
	クロロペンタフルオロプロパン(HCFC-235)	134237-41-5
	テトラクロロフルオロプロパン(HCFC-241)	134190-49-1
	トリクロロジフルオロプロパン(HCFC-242)	134237-42-6
	ジクロロトリフルオロプロパン(HCFC-243)	134237-43-7
	クロロテトラフルオロプロパン(HCFC-244)	134190-50-4
	トリクロロフルオロプロパン(HCFC-251)	134190-51-5
	ジクロロジフルオロプロパン(HCFC-252)	134190-52-6
	クロロトリフルオロプロパン(HCFC-253)	134237-44-8
	ジクロロフルオロプロパン(HCFC-261)	134237-45-9
	クロロジフルオロプロパン(HCFC-262)	134190-53-7
	クロロフルオロプロパン(HCFC-271)	134190-54-8
	ジブロモフルオロメタン(HBFC-21 B2)	1868-53-7
オゾン層破壊物質(モントリオール議定書の付属書収載物質) の例示物質 (3)		CAS No.
付属書C グループII	ブロモジフルオロメタン(HBFC-22 B1)	1511-62-2
	ブロモフルオロメタン(HBFC-31 B1)	373-52-4
	テトラブロモフルオロエタン(HBFC-121 B4)	306-80-9
	トリブロモジフルオロエタン(HBFC-122 B3)	-
	ジブロモトリフルオロエタン(HBFC-123 B2)	354-04-1
	ブロモテトラフルオロエタン(HBFC-124 B1)	124-72-1
	トリブロモフルオロエタン(HBFC-131 B3)	-
	ジブロモジフルオロエタン(HBFC-132 B2)	75-82-1
	ブロモトリフルオロエタン(HBFC-133 B1)	421-06-7
	ジブロモフルオロエタン(HBFC-141 B2)	358-97-4
	ブロモジフルオロエタン(HBFC-142 B1)	420-47-3
	ブロモフルオロエタン(HBFC-151 B1)	762-49-2
	ヘキサブロモフルオロプロパン(HBFC-221 B6)	-
	ペンタブロモジフルオロプロパン(HBFC-222 B5)	-
	テトラブロモトリフルオロプロパン(HBFC-223 B4)	-
	トリブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-224 B3)	-
	ジブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-225 B2)	431-78-7

	ブロモヘキサフルオロプロパン(HBFC-226 B1)	2252-78-0
	ペンタブロモフルオロプロパン(HBFC-231 B5)	-
	テトラブロモジフルオロプロパン(HBFC-232 B4)	-
	トリブロモトリフルオロプロパン(HBFC-233 B3)	-
	ジブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-234 B2)	-
	ブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-235 B1)	460-88-8
	テトラブロモフルオロプロパン(HBFC-241 B4)	-
	トリブロモジフルオロプロパン(HBFC-242 B3)	70192-80-2
	ジブロモトリフルオロプロパン(HBFC-243 B2)	431-21-0
	ブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-244 B1)	679-84-5
	トリブロモフルオロプロパン(HBFC-251 B3)	75372-14-4
	ジブロモジフルオロプロパン(HBFC-252 B2)	460-25-3
	ブロモトリフルオロプロパン(HBFC-253 B1)	421-46-5
	ジブロモフルオロプロパン(HBFC-261 B2)	51584-26-0
	ブロモジフルオロプロパン(HBFC-262 B1)	-
	ブロモフルオロプロパン(HBFC-271 B1)	1871-72-3
オゾン層破壊物質(モントリオール議定書の付属書収載物質) の例示物質 (4)		CAS No.
付属書C グループ III	ブロモクロロメタン(ハロン-1011)	74-97-5
付属書E グループ I	ブロモメタン(臭化メチル)	74-83-9

「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」の対象「芳香族アミン」		CAS No.
4-アミノビフェニル		92-67-1
ベンジジン		92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン		95-69-2
2-ナフチルアミン		91-59-8
o-アミノアゾトルエン		97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン		99-55-8
p-クロロアニリン		106-47-8
2,4 -ジアミノアニソール		615-05-4
4,4' -メチレンジアニリン		101-77-9
3,3' -ジクロロベンジジン		91-94-1
3,3' -ジメトキシベンジジン		119-90-4
3,3' -ジメチルベンジジン		119-93-7
4,4' -ジアミノ-3,3' -ジメチルジフェニルメタン		838-88-0

6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス (2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

ジブチルスズ化合物(DBT) の例示物質	CAS No.
ジブチルスズオキシド	818-08-6
ジブチルスズジアセタート	1067-33-0
ジブチルスズジラウレート	77-58-7
ジブチルスズマレエート	78-04-6

ジオクチルスズ化合物(DOT) の例示物質	CAS No.
ジオクチルスズオキシド	870-08-6
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8

有機スズ化合物 の例示物質	CAS No.
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	31732-71-5
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6

ビス(トリブチルスズ)=フタレート	4782-29-0
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9 7342-38-3
ジブチルスズオキシド	818-08-6
ジブチルスズジアセタート	1067-33-0
ジブチルスズジラウレート	77-58-7
ジブチルスズマレエート	78-04-6
ジオクチルスズオキシド	870-08-6
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8

特定多環芳香族炭化水素(PAH) の例示物質	CAS No.
ベンゾ (a) ピレン (B a P)	50-32-8
ベンゾ (e) ピレン (B e P)	192-97-2
ベンゾ (a) アントラセン (B a A)	56-55-3
クリセン (CHR)	218-01-9
ベンゾ (b) フルオランテン (B b F A)	205-99-2
ベンゾ (j) フルオランテン (B j F A)	205-82-3
ベンゾ (k) フルオランテン (B k F A)	207-08-9
ジベンゾ (a, h) アントラセン (D B A h A)	53-70-3

パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩およびそのエステル の例示物質	CAS No.
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	335-67-1
パーフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1
パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5
パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8
パーフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3
パーフルオロオクタン酸のフルオリド	335-66-0
パーフルオロオクタン酸メチル	376-27-2
パーフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5

VII. 富士電機の管理物質に対する適用除外用途の考え方

含有を禁止する物質について、法規制で用途別に適用を除外されているものがあります。富士電機も「条件付禁止物質」に対する適用除外用途を設けております。富士電機の適用除外用途は以下の3つのカテゴリーがあります。なお、取引先様からの納入資材品目に適用可能か否かは、調査を依頼しました富士電機の各事業部門が指定いたします。

また、適用可能な有効期限について、富士電機に適用される期限を考慮し、有効期限より前に設定させていただく場合があります。この場合、調査を依頼しました富士電機の各事業部門が指定いたします。

1. 適用除外用途 グループA

欧州議会及び理事会指令 2011/65/EU（以下、EU-RoHS2）付属書3の適用除外用途であり、これに該当する全ての資材に適用されます。

適用除外用途 グループAの最新内容は、必ず下記URLのEuropean CommissionのWEBサイトでご確認ください。

https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/implementation-rohs-directive_en

2. 適用除外用途 グループB

EU-RoHS2 付属書4の適用除外用途であり、これに該当し、更にEU-RoHS2のカテゴリー8 および9にのみ例外なく該当する富士電機製品を、またはこの2つのカテゴリーにのみ例外なく該当するものに組み込まれる富士電機製品を構成する資材に適用されます。

適用除外用途 グループBの最新内容は、必ず下記URLのEuropean CommissionのWEBサイトでご確認ください。

https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/implementation-rohs-directive_en

3. 適用除外用途 グループC

化学物質審査規制法の規制物質において、同施行令の附則3項により例外的にその使用を容認される用途（エッセンシャルユース）です。

No.	内 容
以下の用途に該当するPFOS またはその塩	
1	エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る)の製造
2	半導体用のレジストの製造
3	業務用写真フィルムの製造

4. EU-RoHS2 の補足：EU-RoHS2 が適用される電気電子機器のカテゴリー

カテゴリー	対象となる電気電子機器	カテゴリー	対象となる電気電子機器
1	大型家庭用電気製品	7	玩具・レジャー・スポーツ用品
2	小型家庭用電気製品	8	医療機器
3	IT 及びテレコミュニケーション機器	9	産業用を含む監視・制御機器
4	コンシューマ機器	10	自動販売機
5	照明機器	11	カテゴリー1～10 に該当しない 他の電気電子機器
6	電動工具		

【改訂履歴】

2013 年 4 月：ガイドライン 4.1 版の「管理物質リスト」、「適用除外用途」および「不含証明書」の項目を独立させ付属書Ⅱ 第 5.0.0 版として制定

2016 年 12 月：付属書Ⅱの規制物質追加、適用除外見直し、それに伴い別紙 1「不含証明書」変更および、報告物質の参照先追加に伴い、第 5.0.1 版として改訂

2023 年 12 月：ガイドライン（本文）第 6.0 版への改訂に伴い、第 6.0.0 版へ改訂。

2024 年 12 月：付属書Ⅱに特定国禁止物質を追加、これに伴い「Ⅴ. 特定国禁止物質一覧表、別紙 3：フランス包装材 鉍物油インク規制 調査シート」を追加
第 6.0.1 版へ改訂

【第 6.0.1 版 改訂箇所】

No.	主な変更内容	頁
1	I-5. 特定国禁止物質：新規追加	3
2	Ⅲ. 条件付禁止物質 No16 を削除	13
3	Ⅴ. 特定国禁止物質一覧表：新規追加	17
4	別紙 3 フランス包装材 鉍物油インク規制 調査シート：新規追加	36

以上

[別紙1] 不含証明書

付属書Ⅱ 6.0.1 別紙1

御中

回答日	
会社名	
住所	
担当部門	
責任者の署名・印	印

* 責任者とは、会社の代表権を有する方、またはこれに準じ当証明書の内容に責任を持てる方とします。

不 含 証 明 書

当社は富士電機に納入している資材「富士電機製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の購入品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品（付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする）、及び製造工程で用いられる原材料、部品等に残留する可能性のある物質」に、下表の「禁止物質」「条件付禁止物質」が含有されないことを証明します。

また、下表の「自主管理物質」において、意図的添加を確認したものについて報告します。

※「禁止物質」「条件付禁止物質」「自主管理物質」に関する詳細は付属書Ⅱ本文に基づきます。

なお、禁止物質、条件付禁止物質の不含を証明する資材は、「不含有証明書の対象資材リスト」となり、意図的添加を確認した自主管理物質を併記します。

上記内容に反して禁止物質、条件付禁止物質が発見され、その事象により富士電機が損害を被った場合には、当社は誠意を持って対応致します。

1. 禁止物質 【不含証明の対象】

No.	物質名
1	ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)
2	三置換有機スズ化合物
3	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替物質
4	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)
5	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)
6	短鎖型塩化パラフィン(炭素数10～19)
7	アスベスト類
8	2(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジtert-ブチルフェノール
9	ヘキサクロロベンゼン
10	1,2,3,4,10ヘキサクロロ-1,4,5,8a-ヘキサヒドロ-エキン-1,4-エンド-5,8ジメタナフタレン (アルドリッ)
11	1,2,3,4,10ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,5,6,7,8a-オクタヒドロ-エキン-1,4-エンド-5,8ジメタナフタレン (ディルドリン)
12	1,2,3,4,10ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,5,6,7,8a-オクタヒドロ-エキン-1,4-エンド-5,8ジメタナフタレン (エンドリン)
13	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)
14	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、及びこれらの類縁化合物の混合物 (クロルデン又はヘプタクロル)
15	N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン N-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン 又はN,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン
16	2,4,6-トリtert-ブチルフェノール
17	ポリクロロ-2,2ジメチル-9メチリデンシクロ[22]ヘプタン (トキサフェ)
18	ドデカクロロペンタシクロ[530(229,439,449)デカン (マイルックス)
19	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (ケルセン又はジコホル)
20	ヘキサクロロブタ-1,3ジエン
21	黄りんマッチ (四りん)
22	ベンジジン及びその塩
23	4-アミノビフェニル及びその塩
24	4-ニトロジフェニル及びその塩
25	ビス(クロロメチル)エーテル
26	β-ナフチルアミン及びその塩
27	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの
28	ダイオキシン類/フラン類(PCDD・PCDF)
29	フタル酸ジメチル
30	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (γ-HCH又はリンデン)
31	α-ヘキサクロロシクロヘキサン (α-HCH)
32	β-ヘキサクロロシクロヘキサン (β-HCH)
33	クロルデコン (ケボン)
34	ヘンタクロロベンゼン
35	パーフルオロオクタンスルホンフルオリド (PFOSF)
36	ヘキサブromoシクロデカ(4HBCD)
37	エンドスルファン
38	ヘンタクロロフェノール
39	リン酸トリス(イソプロピルヘニル)(PIP(3))
40	ヘンタクロロチオフェノール(PCTP)
41	長鎖PFCA(ペルフルオロカルボン酸、炭素数9～14)
42	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩、及びPFHxS関連物質
43	オキシシクロ
44	デクロランプラス
45	UV-328 (2(2H-1,23-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジtert-ブチルフェノール)

2. 条件付禁止物質 【不含証明の対象】

No.	物質名	禁止条件	閾値
1	カドミウム及びその化合物	①電池 ②梱包材：重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量 ③上記①～②以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	10ppm未満 合計100ppm未満 均質材料当たり100ppm未満
2	六価クロム化合物	①梱包材：重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量 ②①以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	合計100ppm未満 均質材料当たり1000ppm未満
3	鉛及びその化合物	①熱硬化性又は熱可塑性樹脂で被覆された電線、ケーブル、コード ②電池 ③梱包材：重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量 ④上記①～③以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	被覆中で300ppm未満 40ppm未満 合計100ppm未満 均質材料当たり1000ppm未満
4	水銀及びその化合物	①電池 ②梱包材：重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量 ③上記①～②以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	1ppm未満 合計100ppm未満 意図的添加/均質材料当たり1000ppm未満
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	全て	意図的添加/均質材料当たり1000ppm未満
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	全て	意図的添加/均質材料当たり1000ppm未満
7	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	全て	意図的添加
8	オゾン層破壊物質 (オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の付属書収載物質)	①全て(製品含有) ②付属書A,B収載20物質の洗浄加工・発泡加工での使用	—
9	一部の芳香族アミン(※)を生成するアゾ染料・顔料 ※付属書Ⅱ本文の指定物質	繊維と皮革	生成される芳香族アミンが30ppm未満
10	ジブチルスズ化合物(DBT)	一般消費者向け用途	スズ元素として1000ppm未満
11	ジオクチルスズ化合物(DOT)	一般消費者向け用途	スズ元素として1000ppm未満
12	リン酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)	繊維と繊維製品	意図的添加
13	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	繊維と繊維製品	意図的添加
14	有機スズ化合物	船舶用製品	スズ元素として2500ppm未満
15	フタル酸エステル(4種) DEHP,BBP,DBP,DIBP	①電気機器で長時間皮膚に接触する部位への使用：即時禁止 ②RoHS対象製品の構成部材への使用：期限を持って禁止	意図的添加/均質材料当たり1000ppm未満
16	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン および 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST)	全て(タイヤ以外のゴムは除く)	意図的添加
17	特定多環芳香族炭化水素 (PAH)	人の皮膚口腔に長時間接触する部位への使用	意図的添加
18	PFOAとその塩	全て	意図的添加
19	ホルムアルデヒド	木材への使用	意図的添加
20	ハロゲン系難燃剤	100cm×2超のスクリーンを有するテレビ、モニタ及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	意図的添加

3. 自主管理物質 【意図的な使用を制限するものではなく、意図的添加である場合に含有状況を報告】

No.	物質名	使用条件 / 特記	閾値
1	赤リン	使用の場合はコーティング処理を行うこと	意図的添加
2	長鎖PFCA (ペルフルオロカルボン酸、炭素数9～21)	化審法追加予定	意図的添加
3	中鎖型塩化パラフィン (MCCP、炭素数14-17)	RoHS禁止物質追加検討	意図的添加
4	テトラブロモビスフェノールA (TBBP-A)	RoHS禁止物質追加検討 ※反応性難燃剤 (ブレイク樹脂、ブレイク樹脂、ブレイク樹脂、ブレイク樹脂等) ※添加型難燃剤 (ポリスリフ、ABS樹脂、AS樹脂、フェノール樹脂等)	意図的添加
5	フッ素化合物 (PFAS)	EU-PFAS規制に伴い、意図的に使用している場合に報告のこと ※使用用途：冷媒、洗浄液、コーティング剤、表面処理剤等	意図的添加

※この文書における「個人情報」は富士電機グリーン調達関連業務以外には使用致しません。同意頂けましたらご提出をお願い致します。

不含有証明書の対象資材リスト

【不含証明】 禁止物質、条件付禁止物質が対象

- ・下記の表「①含有有無」欄に「○」とした資材について不含を証明します。
- ・下記の表「①含有有無」欄に「×」とした不含を証明できない資材について、「②含有物質」欄に記載する物質が含有することを報告します。

【調査把握】 自主管理物質が対象 ※意図的な使用を制限するものではありません

- ・下記の表「③含有物質」欄に記載する物質が**意図的に含有**することを報告します。（※対象物質のNo.を記入）

[illegible]

※表が続く場合は行を追加して作成下さい。

[別紙2] 含有物質報告データ

以下のフォーマットのデータを「[別紙2] 含有物質報告データ」とします。記載の WEB サイトからダウンロードして下さい。

- (1) 富士電機に成形品を納入している取引先様

chemSHERPA (JAMP AIS を保有している場合 ⇒ 新たに調査を実施下さい)

- (2) 富士電機に物質または混合物を納入している取引先様

chemSHERPA (JAMP MSDSplus を保有している場合 ⇒ 新たに調査を実施下さい)

【入手先】

chemSHERPA <https://chemsherpa.net/tool>

〔別紙3〕 フランス包装材 鉱物油インク規制 調査シート

[illegible]